

児童手当提出書類の御案内

書類の提出がないと、4月分以降の
児童手当が減額となります。
必ず御確認ください！



©愛川町

大学生年代となるお子さん（平成15年(2003年)4月2日から平成19年(2007年)4月1日までに出生したお子さん）**を4月以降も引き続き養育される場合は、「監護相当・生計費の負担についての確認書」を御提出ください。**審査の結果、認定されると、**第3子以降のお子さんの手当額が引き続き3万円に増額されます。**

3月分までの手当額

4月分以降の手当額

【例1】高校を卒業する場合

18歳（高校3年） …令和7年3月卒業予定	1万円
16歳：高校1年	1万円
14歳：中学2年	3万円



18歳（大学1年）
16歳：高校2年
14歳：中学3年

期限内に提出

未提出

支給なし	支給なし
1万円	1万円
3万円	1万円
計4万円	計2万円

【例2】短期大学等を卒業する場合

20歳（短大2年） …令和7年3月卒業予定	支給なし
17歳：高校2年	1万円
15歳：中学3年	3万円



20歳（就職）※1
17歳：高校3年
15歳：高校1年

支給なし	支給なし
1万円	1万円
3万円	1万円
計4万円	計2万円

提出が期限後となった場合、提出した月の翌月分からの増額となります。

期限までに提出がない場合、養育していないとみなし、子の数のカウント対象に含みません（第3子以降の手当額の増額を受けることができません。）

提出方法：子育て支援課窓口、郵送、電子申請（※2）

※2 電子申請は、「e-kanagawa」をご利用ください。

提出期限：令和7年4月16日（水）

担当：愛川町 子育て支援課 子ども福祉班
電話 046-285-2111（内線 3365）